

新町建設計画

平成17年1月

三珠町・市川大門町・六郷町合併協議会

目 次

第 1 章	はじめに	1
1	合併の必要性	1
2	計画策定の方針	3
第 2 章	新町の概況	4
1	位置と地勢	4
2	面 積	4
3	人口と世帯	4
第 3 章	主要指標の見通し	6
1	人 口	6
2	産業別就業人口	6
3	世 帯	6
第 4 章	新町建設の基本方針	8
1	新町建設の基本理念と将来像	8
2	まちづくりの基本方針	9
第 5 章	新町の施策	12
1	施策の体系	12
2	施策の方向	13
第 6 章	新町における山梨県事業の推進	29
1	山梨県の役割	29
2	新町における山梨県事業	29
第 7 章	公共的施設の統合整備	31
第 8 章	財政計画	32
1	歳 入	32
2	歳 出	34

第1章 はじめに

1 合併の必要性

三珠町、市川大門町及び六郷町は、甲府盆地の南西部に位置し、甲府盆地内のすべての水系を集めて流れる笛吹川と釜無川が合流し、富士川へと名称を変えていく河川の左岸にある西八代地域の中心部にあり、経済・文化など歴史的なつながりが強く、さまざまな面での交流も盛んな地域です。

地方分権の進展に伴い、従来にも増して3町が共同して取り組むべき課題は多く、広域的課題に対して緊密な協力体制が築かれています。

こうしたなかで、行財政基盤の確立と高い行政サービスの実現を目指すために、3町は市町村合併が必要であるとの認識に立ち、平成16年4月7日に任意合併協議会を設置し、その後、同年7月1日には法定合併協議会に移行して合併協議を進めてきました。

(1) 地方分権の推進と行財政基盤の強化

社会経済構造が大きく転換する中で、地方自治のあり方は中央集権型から国と地方の役割分担を明らかにし、地方のことは地方で決定し責任を負う地方分権型へと転換しつつあります。

地方自治とは、国から独立した法人格をもつ地方公共団体が、できるだけ国の干渉を受けないで独立的に地方行政を行う方法です。従来は、機関委任事務制度などに象徴されるように中央省庁の関与の下に行政が執行されましたが、いわゆる地方分権一括法の制定・施行により機関委任事務制度が廃止され、国と地方の関係が上下・主従から対等・協力へと移行しました。今後は、地方交付税の見直し、補助金の削減、地方への税源移譲による三位一体の改革が進められ、より自立的な地方税財政の確立が求められています。

この分権改革の実をあげるためには、基礎的自治体であり、総合行政のサービス主体である市町村中心の体制を整備することが大切であり、サービス供給体制やそのための人材確保、政策立案など行政能力の向上が必要となってきます。

このため、3町が一体となり、より充実したきめ細かな住民サービスが提供できる行財政能力をもった力のある自治体を築いていく必要があります。

(2) 少子高齢社会への対応

全国的に少子高齢化が進んでいますが、3町においては、その傾向は一層顕著になっています。

平成16年4月1日時点での3町の高齢化率は27.6%で、山梨県全体の20.9%を大きく上回り、すでに3.6人に1人は65歳以上の高齢者である一方、出生率の低下傾向は今後もますます進んでいくことが予想されます。

少子高齢社会の到来によって、市町村の基礎的税収に影響を与える反面、高齢社会に対応した福祉施策や社会基盤整備など、市町村に求められるサービスの内容は高度化かつ多様化するとともに、そうした需要はますます増大するものと思われます。

このような住民の期待に応えられる市町村の体制づくりが必要となっています。

(3) 新しい自治のあり方と循環型社会の確立

地域が主体的に「自治の力」を発揮することは、住みよいまちづくりの形成に不可欠であるとともに、環境問題への積極的な取り組みは緊急な課題です。

また、循環型社会の形成など身近な地域の課題に対応するため、さまざまな施策を住民との協働により自ら取り組み、自ら解決する新しい形の自治を構築していく必要があります。

さらに、住宅をはじめとする、生活環境に対応する住民の要望は、快適さや安全性を求める方向へと変化してきており、生活環境の質の向上が必要となっています。

(4) 地域情報社会の確立

インターネットやモバイル(*)の普及など、高度情報通信ネットワーク社会は、今後もますます進むことが予想されます。

電子自治体など行政事務の電子化に対応して、情報基盤を整備するとともに積極的な活用能力を向上させることにより、住民に開かれたまちづくりを進める必要があります。

(*)モバイル…移動体通信機器で、小型または軽量、携行可能なもの。ノートパソコンや情報機能付き携帯電話機などが該当する。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、三珠町、市川大門町及び六郷町の合併後の新町を建設していくための基本方針を定めるとともに、合併後の新町の総合計画の基本となるものです。

このため、3町の速やかな一体性を確立して、住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図ろうとするものです。

(2) 計画の構成

本計画は、「新しいまちの将来構想」を基に、住民説明会などにおける住民の意見等を踏まえ、新町における将来指標の見通し、新町建設の基本方針を実現するための主要施策や公共的施設の統合整備、財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、2015年（平成27年）度までとします。

第2章 新町の概況

1 位置と地勢

新町は、甲府盆地の南西に位置し、芦川・笛吹川・富士川が流れ、水と緑にあふれ、肥沃な土壌を活かした農業、和紙・花火・印章等の伝統産業をはじめ、文化的な資源にあふれた地域で、公園や温泉など地域活性化の拠点施設を有しています。

また、JR身延線が地域内を南北に走り7つの駅を数えるとともに、今後、中部横断自動車道のインターチェンジの設置が予定されるなど、交流の結節点としての開発が期待される地域です。

2 面積

新町の面積は、75.07 km²（三珠町：29.47 km²、市川大門町：32.32 km²、六郷町：13.28 km²）で、山梨県の面積の1.7 %を占めており、曾根丘陵及び丘陵性山地と富士川に囲まれた平坦地と中山間地が広がり、農用地の占める割合が高くなっています。

3 人口と世帯

平成12年国勢調査における本地域（新町）の人口は18,854人で、昭和35年から平成12年までの40年間の増減率は△24.8 %と大幅に減少しています。

近年、減少のペースは鈍っているものの、昭和60年には21,690人だった人口は、平成2年には20,641人に、平成7年には19,885人に、平成12年には18,854人と減少が続いています。

年齢別人口の構成比をみますと、平成12年国勢調査では0歳から14歳までが13.2 %、15歳から64歳までが60.2 %、65歳以上が26.6 %となっています。山梨県全体との数値（0歳～14歳：15.5 %、15歳～64歳：64.9 %、65歳以上：19.5 %）と比較してみると、高齢化が進んでいることがうかがえます。

また、世帯数は、平成12年国勢調査では6,026世帯となっており、1世帯あたりの人員は3.13人で、県全体の数値（2.88人）より高くなっています。

人口及び世帯数の推移

(単位：人、世帯)

区 分	1980 年	1985 年	1990 年	1995 年	2000 年
	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総 人 口	21,985	21,690	20,641	19,885	18,854
総 世 帯 数	5,843	5,938	5,942	6,078	6,026
1世帯当たり人口	3.76	3.65	3.47	3.27	3.13

出典：国勢調査

第3章 主要指標の見通し

1 人口

(1) 目標人口

新町の人口規模は、合併による活性化効果などによって2015年（平成27年）における目標人口を20,000人とします。

新町の人口については、「やすらぎづくり～日本一の暮らしやすさを目指して～」を基本方針に掲げ、施策を大胆かつ着実に実行することにより、微増するものと予想されます。

(2) 年齢階層別人口

出生率の低下と平均寿命の伸長により、2015年（平成27年）における年齢階層別人口は、年少人口（0歳～14歳）2,520人（全体の12.6%）、生産年齢人口（15歳～64歳）11,220人（全体の56.1%）、老年人口（65歳以上）6,260人（全体の31.3%）と想定されます。

2 産業別就業人口

就業人口については、第一次産業及び第二次産業の減少が見込まれる一方、女性の社会進出や高齢者の就業増加が予想されます。2015年（平成27年）の就業者数は9,208人となり、産業別内訳は、第一次産業572人（6.2%）、第二次産業3,754人（40.8%）、第三次産業4,882人（53.0%）と想定されます。

3 世帯

世帯については、目標人口をベースに推計しますと、2015年（平成27年）には6,500世帯になると想定されます。また、1世帯当たりの人員は、核家族化により、2000年（平成12年）の3.13人から3.08人に減少することが想定されます。

人 口 及 び 世 帯 の 見 通 し

(単位：人、世帯)

区 分	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
総 人 口	18,854	18,965	19,487	20,000
年 少 人 口 (0 ～ 14 歳)	2,483	2,340	2,398	2,520
	13.2%	12.4%	12.3%	12.6%
生 産 年 齢 人 口 (15 ～ 64 歳)	11,344	11,367	11,341	11,220
	60.2%	59.9%	58.2%	56.1%
老 年 人 口 (65 歳以上)	5,027	5,258	5,748	6,260
	26.6%	27.7%	29.5%	31.3%
就 業 人 口	9,597	9,447	9,327	9,208
第 一 次 産 業	652	621	595	572
	6.8%	6.6%	6.4%	6.2%
第 二 次 産 業	4,139	4,002	3,874	3,754
	43.1%	42.3%	41.5%	40.8%
第 三 次 産 業	4,806	4,824	4,858	4,882
	50.1%	51.1%	52.1%	53.0%
世 帯 数	6,026	6,316	6,457	6,500
1 世帯当たり人員	3.13	3.00	3.02	3.08

(注 1) この見通しは、平成 12 年の国勢調査の人口をベースに推計したものに、目標人口における期待値を加味したものです。

(注 2) 人口・年齢階層別人口は、コーホート推計法により推計したものです。

(注 3) 産業別就業人口は、平成 12 年の国勢調査・将来人口をベースに産業別の構成割合を想定して推計しました。

(注 4) 世帯数は、国立社会保障人口問題研究所の「日本の将来世帯数推計」(平成 15 年 10 月)を参考に平均世帯人員を推計したものです。なお、世帯数は一般世帯(普通世帯)です。

(注 5) 1 世帯当たりの人員は、総人口を世帯数で除して算出しました。

第4章 新町建設の基本方針

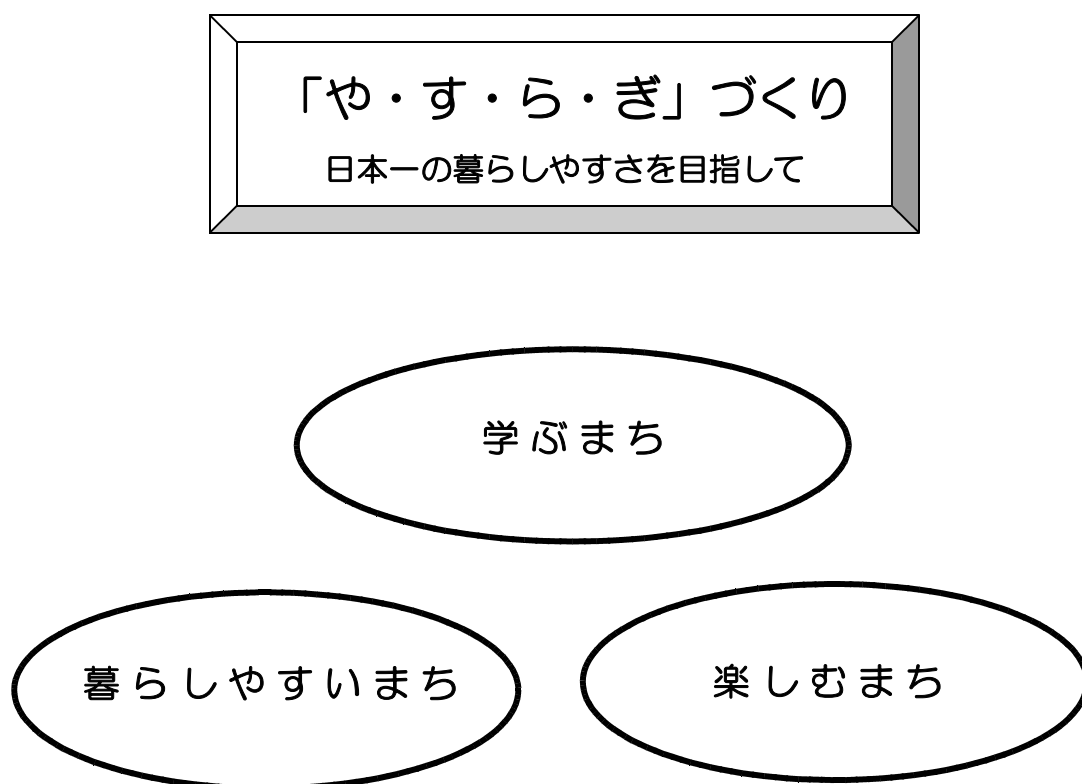
1 新町建設の基本理念と将来像

(1) 基本理念

本地域は、これまで各町独自のまちづくりに取り組み、お互いに切磋琢磨して発展してきました。

今後は合併により手を携え、それぞれの持ち味を最大限に活用することによる一体化を図り、各地域の個性を伸ばすことが必要です。

この地域に生きるすばらしさと豊かさを次世代に継承し、発展させていくために、「特色ある地域づくり」「住民のためのまちづくり」を推進する観点から「やすらぎづくり～日本一の暮らしやすさを目指して～」を基本方針に掲げ、「人づくり」と「安全・快適なまちづくり」の施策を実行するための基本的考え方として、次の3つの理念を定めます。



2 まちづくりの基本方針

(1) 学ぶまち（地球と地域に学ぶまち）

国際感覚あふれる人材が育成され、国際交流活動などを積極的に展開します。

英語教育特区として、小・中学校等に外国人を採用し、英語教育を中心とした国際理解教育を幼児から一貫して、学ぶことができる体制づくりを積極的に進めます。

こうした取り組みにより育まれたこの町出身の人材が世界で活躍し、そうした人たちの経験が町内の子どもたちに伝えられて、新しいまち全体の国際理解教育の水準が更に高まります。

また、新町の特色ある国際理解や英語教育に共鳴した若い世代が移り住み、活気あふれるまちづくりを進めます。

さらに、地域の自然・歴史・文化を愛する教育を主体的に進め、このまちに住んでいてよかったと思う人を着実に増やし、住民誰もが学習意欲を満たしながら、充実した人生が送れることを目指します。

- 特色ある教育（英語教育特区等）を進め、国際社会で活躍できる人材を育てます。
- 国際的視野を培う教育を実践します。
- 地域に誇りを持ち、明日を担う子どもを地域で育みます。
- 地元食材を使った食育活動、地域産業体験学習などを進め、子どもたちと地域産業をつなぎます。
- 子どもたちから高齢者まで、いつでもどこでも自らを高めるために学ぶ環境づくりを進めます。

(2) 暮らしやすいまち（人にやさしいまち）

子育て支援センターの整備や公共施設におけるユニバーサルデザイン化(*)を徹底し、誰もが使いやすく頻繁に利用できる施設にする必要があります。

また、住民同士の協働による声かけ運動や相互扶助などにより、ふれあう機会を増やすとともに災害時における地域の連携を図り、潤いと人間味にあふれた優しいまちづくりを目指します。

生活道路を使いやすくするとともに様々な施設を循環型バスや情報網で結ぶ必要があります。

小児科などの医療体制の充実、高齢者・障害を持つ方が生き生きと暮らすための福祉の充実、快適な住宅の提供により、日本一の暮らしやすいまちとして、安全や安心に関心の高い世帯や若い世代の定住の促進を図ります。

一方、身近な河川の水辺空間を公園として整備することにより、子どもたちをはじめ、家族みんなの笑顔があふれるまちづくりを目指します。

こうした中で、それぞれの世代の住民は、新しいまちを更に安全・安心で快適なまちとするため、創意工夫して、自発的なまちづくり活動を推進します。

- お母さんが安心して子どもを産み、地域全体で子育てを支援するまちをつくれます。
- 公共施設の再活用に当たってはユニバーサルデザインを徹底し、施設を使いやすくします。
- 狭い道路を解消するとともに、上下水道など暮らしの基盤整備を充実します。
- 誰もが安心して暮らせる住環境づくりに取り組みます。
- 身近な保健・医療サービスをさらに充実します。
- 町民が満足できるよう住民サービスを充実します。

(*)ユニバーサルデザイン・・・障害を持つ方も健常者も誰もが使いやすく設計されていること。

(3) 楽しむまち（人が楽しめるまち）

J R身延線の各駅から、静岡方面や首都圏などから訪れるたくさんの人々を迎え入れるため、温泉施設などを起点としたバスによる観光ルートを確立します。

また、果物や野菜づくりなどの農業、篆刻、紙漉などの地場産業の体験、花火大会などの行事への参加、芦川溪谷や四尾連湖などの自然景観、蛍、桜などの自然、歌舞伎文化公園や大門碑林公園での文化とのふれあいなど、地域資源を活かす中で、年間を通して「楽しむまち」を構築する必要があります。

この地域を訪れる人々には、こうした新しいまちの魅力ある資源と触れ

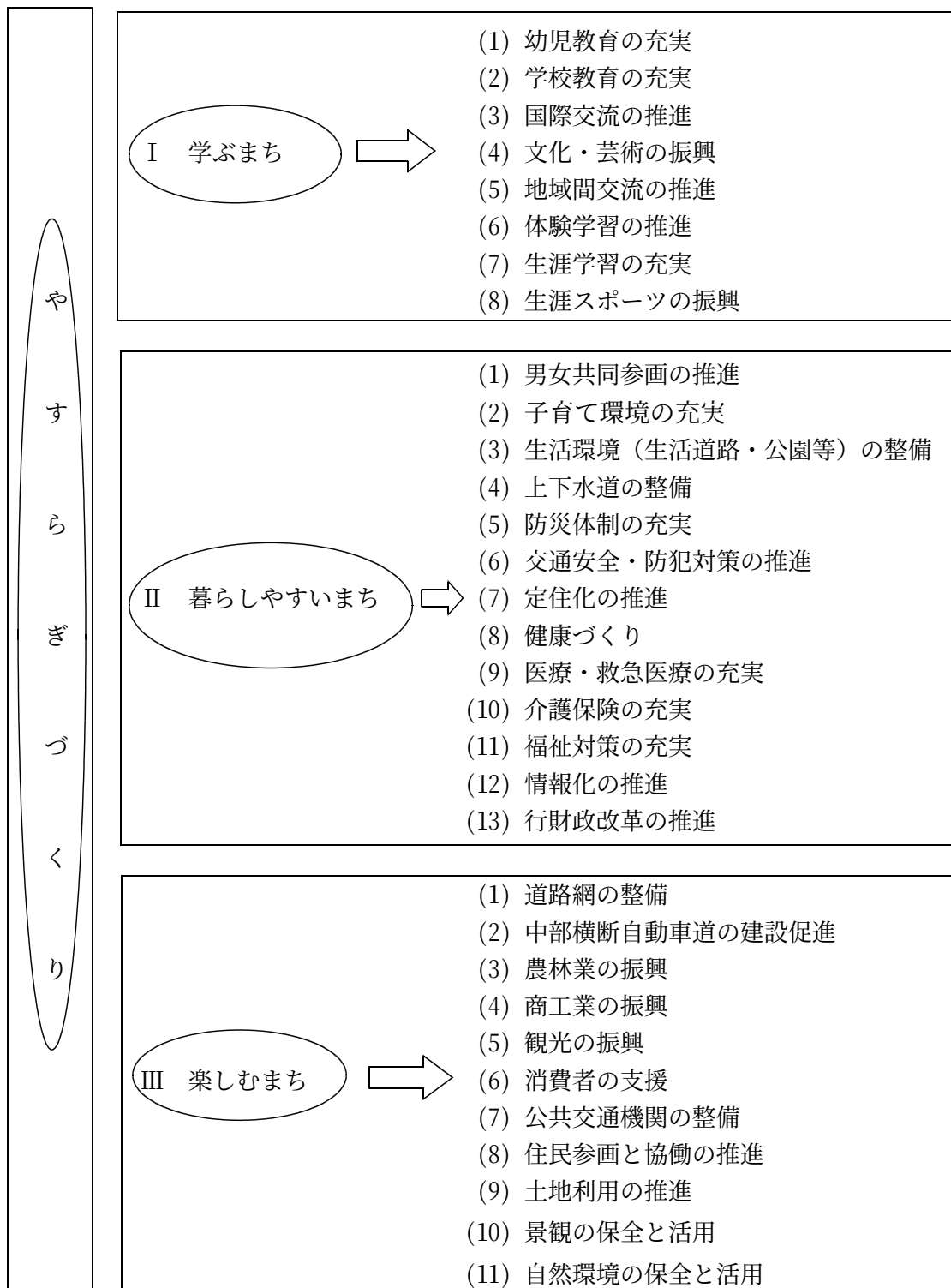
合うことにより、心身ともにさわやかな体験を提供する一方、地域に住む人々は訪れる人との交流を通して、地域の良さを再認識し、主体的に楽しむ仕組みづくりを推進します。

一方、公共施設の再利用計画やネットワーク化により、行政サービスが便利に受けられるようにするとともに、既存施設やＪＲ身延線の駅前を地域住民や訪れる人々が更に利用しやすくするよう対策を推進します。

- ＪＲ身延線、中部横断自動車道などにより地域内外を結び、イベントなどのネットワークにより、訪れる人が楽しめる環境をつくります。
- 山梨県の交流の起点となる地域として、住民が楽しむ仕組みづくりを進めます。
- 誰もが豊かで充実した生活が送れるよう活気に満ちた産業振興に取り組みます。
- バスや福祉タクシーなど公共交通サービスを充実し、鉄道とのアクセスの利便性向上を図ります。
- 新鮮で安全な食と農を体験できる環境づくりを進めます。
- 住民の協働による地域自治の充実により、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

第5章 新町の施策

1 施策の体系



2 施策の方向

Ⅰ 学ぶまち

(1) 幼児教育の充実

豊かな人間性は、自らが地域を知り、地域を再発見すること、人とふれあい、人を思いやることにより育まれます。

また、豊かな人間性を育むと同時に、幼少期から豊かな国際性を養い国際人として活躍する人材を育てることが必要です。

さらに、特色ある教育を進め、国際社会で活躍できる人材を育てます。

【主な施策・事業】

- 幼・保、小、中、高等学校間の連携による英語教育の積極的な導入
 - 幼・保、小学校の交流の促進
 - 保育施設の整備・充実
 - 創造力を育む教室の開催
 - 家庭教育の充実
- 等

(2) 学校教育の充実

学校教育は、家庭や地域との連携を図る中で、国際化・情報化などに対応できる個性豊かな人材の育成を進め、児童・生徒に「生きる力」を育むことが求められています。子ども一人ひとりの個性を活かし、各自の能力・適性などに応じた教育の充実を図ります。

また、教育・学習環境の整備を図るとともに、良質で安全な給食の提供などきめ細かな対応策を進めます。

豊富な地域資源やＩＴを活かした総合的な学習を推進し、経験豊かな地域の高齢者などの人材による特色ある授業の展開や、ＩＴを活用した海外との交流授業の拡大などにより、国際感覚を身に付けた児童・生徒を育成します。

さらに、学校図書館のネットワークを確立し、ＣＤ・ビデオなど電子図書の拡充、貸出や返却の利便性を高め、子どもの図書館利用を増やすことにより、学習意欲の向上を図ります。

【主な施策・事業】

- 英語教育特区等の設定
- 教育環境の整備
- 30人学級の推進
- 情報教育の推進
- 地域から学校教育を支援する組織づくり 等

(3) 国際交流の推進

国際的視野を培う教育を実践するため、国際理解、国際協力を深める教育課程を設定するとともに、国際社会を考える講座を一般に開放し、地域から世界を見る目を養います。

また、海外研修、交換留学、国際交流事業等を通じて、身近な国際交流を実践します。

さらに、交流によるまちづくりを推進するため、各種団体等による国際交流の取り組みへの支援をしていくとともに、国際化による広い視野と知識の必要性を啓発します。

【主な施策・事業】

- 国際理解、国際交流を深める教育課程の設定
- 海外研修、交換留学、国際交流事業等の実施
- 国際社会を考える講座の開設と一般公開 等

(4) 文化・芸術の振興

永い歴史の中で育んできた地域固有の芸術・文化を継承し、地域に誇りを持ち、明日を担う子どもを育成するために、地域の歴史や伝統、文化などを一貫して学ぶ教育を実践するとともに、新町の歴史的・文化的遺産を保全するため、文化財や資料の整備充実に努めます。

また、伝統的なまつりや伝統芸能活動を保存・継承し、更に次の時代に向かって新しい文化を創りだすため、保存・継承するグループや芸術文化活動グループへの支援及び自主企画事業の充実や地域にゆかりのある方から学び交流する機会を提供します。

【主な施策・事業】

- 文化芸術活動の推進
- 文化遺産の保護・保全 等

(5) 地域間交流の推進

住民参画の交流イベントを開催して、住民総参加による一体感を醸成します。

また、地域と地域の交流を通じて互いに自立・発展し、それぞれの地域特性を活かした友好都市・姉妹都市の交流を推進します。

さらに、交流によるまちづくりを推進するため、各種団体等による地域間交流の取り組みを支援します。

【主な施策・事業】

- 学び交流する機会の提供
- 友好町村交流事業の推進 等

(6) 体験学習の推進

子どもたちと地域産業をつなぐためには、地元食材を使った食育活動、地域産業体験学習を進めることが必要です。

このため、農作業を通して食と文化を考えたり、地場産業を通して働くことを学び、地域の誇りの発見を実践します。

また、生ゴミの堆肥化など、地域と環境を考える教育も実践します。

【主な施策・事業】

- 地元食材を使った食育活動の推進
- 地域産業体験学習の推進
- 地域と環境を考える教育の実践 等

(7) 生涯学習の充実

子どもから高齢者まで、生涯を通じて学び、生きがいをもつため、だれもが関心と必要性に応じた生涯学習プログラムに参加できるように、公民館活動、生涯学習講座、高齢者学級など、学習機会の充実を図るとともに、世代間交流を促進します。

また、図書館機能の充実した生涯学習施設や、自然体験学習施設などの整備充実を図り、住民が生涯学習推進体制に触れる機会を創出します。

【主な施策・事業】

- 図書館機能の充実した生涯学習施設の整備
- 公民館活動との連携による生涯学習体制の充実
- 世代間交流の推進
- 青少年の健全育成 等

(8) 生涯スポーツの振興

生涯にわたり年齢や体力に応じて、多様なスポーツと親しむことができる活動の推進や、施設の機能充実などの環境づくりを進めます。

また、スポーツ関連団体の交流と統合を進め、住民が一体となって参加できる生涯スポーツ体制を創り出します。

【主な施策・事業】

- 総合型地域スポーツクラブの育成
- スポーツ施設の機能充実 等

II 暮らしやすいまち

(1) 男女共同参画の推進

性別による固定的な役割分担意識の改革や女性の政策形成過程への参画など、家庭や地域、職場などのあらゆる面において、男女が共に支え合う男女共同参画社会の実現に取り組みます。

また、各種審議会等への女性の登用を図るなど、女性の社会参画や社会活動を促進していく体制の充実に努めます。

【主な施策・事業】

- | | |
|--------------|---|
| ○男女共同参画条例の制定 | |
| ○男女共同参画社会の実現 | 等 |

(2) 子育て環境の充実

新町全体で、次世代育成支援対策地域行動計画に基づき、子育てを支援する取り組みを総合的・計画的に推進し、お母さんが安心して子どもを産み育てることができ、児童を健やかに育むことのできる環境づくりに努めます。

また、子育て支援条例を制定するとともに、子育て支援センターの整備と支援ネットワークの形成を促進し、地域で子育てを支援する体制づくりと、子育ての先輩から学ぶ機会を設けます。

さらに、延長保育など充実した保育体制を推進し、共稼ぎ世帯や一人親家庭が安心して生活できるよう、学童保育の充実、医療費支援など子育て支援事業を進めます。

【主な施策・事業】

- | | |
|---------------------|---|
| ○次世代育成支援対策地域行動計画の推進 | |
| ○少子化対策の推進 | |
| ○子育て支援条例の制定 | |
| ○子育て支援センターの整備 | |
| ○支援ネットワークの形成 | 等 |

(3) 生活環境（生活道路・公園等）の整備

公共施設は、人にやさしいユニバーサルデザインや段差解消等のバリアフリー化を進めます。

また、家庭ごみや事業ごみなどについては、減量化・再資源化（リサイクル）を推進し、発生したごみについては、適正な収集・処理体制の充実を図り循環型社会の確立を目指します。

さらには、消防車や救急車などが入ることのできない狭い道路を計画的に解消し、安心・安全な住環境整備を推進します。

【主な施策・事業】

- 公共施設へのユニバーサルデザイン及びバリアフリーの導入
- 暮らしの基盤の整備
- 狭い道路の計画的な整備
- 循環型社会の確立

(4) 上下水道の整備

上水道については、基本的なライフラインであることから、安定的に給水できるように、水道整備計画を立て、水源の確保や老朽化した水道管の敷設替えを行うとともに、経営体質の強化を推進します。

また、下水道については、各地区の地理的条件に応じた排水処理計画を策定し、公共下水道事業・農業集落排水事業等を進め、快適な生活と清らかな清流を守るために町内全域での完備を目指します。

【主な施策・事業】

- 上水道の計画的な整備
- 簡易水道の計画的な整備
- 流域関連公共下水道の計画的な整備
- 特定環境保全公共下水道の計画的な整備
- 農業集落排水の計画的な整備
- 浄化槽の計画的な整備

(5) 防災体制の充実

新町の大部分は山間部に位置し、平坦地は笛吹川・富士川と一級河川に面しており水害を受けやすい環境にあるため、東海地震などにも対処できる地域防災計画を策定し、この計画に沿って防災対策を推進します。

また、住民の安全を確保するため、河川改修や砂防事業など、危険地区の解消に向けた事業を推進します。

さらに、総合的な防災体制の充実を図るとともに、地域ぐるみで自主防災組織の充実を図ります。

【主な施策・事業】

- | | |
|----------------|---|
| ○地域防災計画の策定 | |
| ○治山・治水・砂防対策の充実 | |
| ○防災施設の整備充実 | 等 |

(6) 交通安全・防犯対策の推進

住民が安心して暮らせる交通事故のない地域社会を目指して、総合的な交通安全対策や安全な道路環境の整備に努めます。

また、安全・安心な地域社会を創るため、警察をはじめ関係機関や団体、住民との緊密な連携を図る防犯体制づくりを進めます。

さらに、安全な通行確保や犯罪の未然防止のため、街路灯、防犯灯などの安全・防犯施設の整備充実に努めます。

【主な施策・事業】

- | | |
|--------------|---|
| ○交通安全対策の推進 | |
| ○防犯対策の推進 | |
| ○街路灯・防犯灯整備事業 | 等 |

(7) 定住化の推進

住民が安心して生活できる住まいづくりを推進するため、計画的に公営住宅の整備を進めます。

また、高齢者や障害をもつ方々にやさしく、若者が使いやすい住宅づくりを進め、活力と潤いのある住宅地の開発を計画的に進め、定住化対策を推進します。

【主な施策・事業】

- 公営住宅の整備
- 計画的な宅地開発の推進 等

(8) 健康づくり

住民すべてが健康で明るい生活ができるように、地域における健康づくり体制の強化を図り、住民の健康・福祉の増進や必要な拠点整備に努めます。

また、住民の健康管理と意識向上を目指して、各種健康診査の検診内容の充実や各種健康教室を開催します。

さらに、きめ細かい健康づくり事業を展開し、心身両面の健康づくりに取り組みます。

【主な施策・事業】

- 地域保健計画の策定
- きめ細かい健康づくり事業の展開
- 地域保健センターの設置と機能充実 等

(9) 医療・救急医療の充実

住民の医療ニーズが多様化・高度化しているなか、住民が安心して暮らせる地域医療の推進のため、診療所と病院の連携、医療施設の整備充実と地域医療体制の確立を図ります。

また、緊急時には、地域の特殊性に対応できるように、治療・搬送、情報伝達の迅速性を確保できる救急医療体制の充実を図り、救急救命技術の普及にも努めます。

【主な施策・事業】

- 医療施設・設備の充実
- 地域医療体制の充実
- 緊急医療体制の充実 等

(10) 介護保険の充実

介護保険制度の充実を図るため、介護保険事業計画を策定して、保健・医療・福祉サービスの提供と質の向上を図ります。

また、居宅介護支援事業者・サービス事業者・利用者との連携を図り、情報提供体制の充実を図ります。

さらに、寝たきり高齢者にならない運動を推進するため、自立した生活の継続と心身機能の維持向上を目的とした介護予防事業を展開します。

【主な施策・事業】

- | | |
|---------------|---|
| ○介護保険事業の適切な運営 | |
| ○介護保険事業計画の策定 | 等 |

(11) 福祉対策の充実

高齢者福祉施設相互の連携により充実した福祉体制の確立を図るとともに、一人暮らしの高齢者などの生きがいづくり、地域ボランティアによる運動を推進します。

また、子どもや高齢者、障害をもつ方が、地域社会の中で安心して暮らすことができるよう、生活支援サービス等の充実を進め、町民すべてが知恵や経験を活かせる場を拡充して、生きがいづくりを推進します。

さらに、災害時に備える地域の連携を図るためのプランを策定します。

【主な施策・事業】

- | | |
|-------------------------|---|
| ○地域福祉の充実（地域福祉計画の策定等） | |
| ○障害者(児)福祉の充実 | |
| ○高齢者福祉の充実（老人保健福祉計画の策定等） | |
| ○ボランティア活動の推進 | 等 |

(12) 情報化の推進

地域社会の情報通信機能の高度化を図るため、通信情報機器整備を進め、地域における通信ネットワークの充実を図ります。

また、行政においては、インターネットを用いた電子申請・届出、行政文書の電子化など電子行政事務の効率化と I P 電話(*) による、行政サービスの向上を進めます。

【主な施策・事業】

○電子自治体の推進 等

(*) I P 電話・・・ I n t e r n e t P r o t o c o l の略。 インターネットを利用した電話のこと。

(13) 行財政改革の推進

地方分権の進展、厳しい財政運営、行政サービスの高度化などに的確に対処するため、総合計画や行政改革プランの策定など計画的な行財政運営を推進し、柔軟で効率的な組織体制の確立と行政事務の改善に努めます。

また、行財政運営の適正化のため事務事業評価や外部評価の導入など行政評価システムの確立を図るとともに、民間の能力やノウハウを幅広く活用しながら、効率的な行政運営や人件費などの経常経費削減を図り、無駄のない運営を行います。

さらに、住民と行政との協働のまちづくりを進め、積極的な情報公開を行うとともに、個人情報の流出などを防止する情報保護制度の充実を図ります。

【主な施策・事業】

○行政運営の効率化 ○財政運営の健全化 等

Ⅲ 楽しむまち

(1) 道路網の整備

新町の幹線道路は、国道と県道及び広域農道であり、交通の利便性と新町の均衡ある発展のため、道路網の整備が重要な課題であります。

このため、新町の一体的なまちづくりが図られるよう、3町間を結ぶ生活に密着した道路等、道路網の整備を推進するとともに、甲府圏域を結ぶ道路網の整備を促進します。

さらに、歩道の設置など交通安全対策や防災機能に配慮した道路網の整備も併せて推進します。

【主な施策・事業】

- | | |
|--------------|---|
| ○国道・県道の整備促進 | |
| ○町道等の整備 | |
| ○都市計画道路の整備 | |
| ○ネットワーク道路の整備 | |
| ○歩道の整備促進 | 等 |

(2) 中部横断自動車道の建設促進

中部横断自動車道は、中央自動車道と東名高速道路を結ぶ新たな動脈として、災害時の輸送ルート確保や産業の発展、観光の活性化、広域連携などに期待されており、早期完成に向けて関係機関に働きかけるとともに、事業の推進に積極的に協力していきます。

また、インターチェンジ周辺の開発整備を進め、自動車道を活用した地域の活性化を図るとともに、県道と中部横断自動車道へのアクセス道路の整備を進めます。

【主な施策・事業】

- | | |
|------------------------|---|
| ○中部横断自動車道の早期開通の促進 | |
| ○六郷 I C（仮称）へのアクセス道路の整備 | 等 |

(3) 農林業の振興

収益性と生産性の高い農業経営の確立を図るため、必要に応じて圃場整備や農道整備など農業生産基盤の整備を促進するとともに、計画的な土地利用と連動させながら、野菜や果樹をはじめとする優良農地の確保・保全と有効利用を進めます。

また、遊休農地については、担い手への利用集積や新規就農者の研修圃場及び体験農園として整備し、地域間交流の中から新しい農業のあり方を探っていきます。

さらに、収穫イベントを開催するなど地域特産品の情報を地域内外へ発信し、地域農産物の消費拡大を目指します。

新町の大部分を占める森林については、森林の持つ水源涵養や災害予防などの公益的機能を維持・増進していくため、計画的な森林整備と森林資源の育成に努めます。

また、営農意欲の向上を図るため、有害鳥獣対策を推進するとともに、町内の活性化施設や農産物直売所を活用し、地元農産物を味わうことのできる地産地消運動を推進します。

【主な施策・事業】

- 農業生産基盤の整備
 - 有害鳥獣対策の推進
 - 中山間地域の総合的な整備
 - 農地等保全事業
 - 都市と農村の交流による農業振興
 - 遊休農地の活用
 - 担い手の確保と経営安定対策の推進
 - 林業の振興
 - 特産品の開発と生産振興
- 等

(4) 商工業の振興

新町には、和紙・花火・印章など全国に誇れる伝統産業があり、これらの伝統を守りながら、新たな商品開発や市場を拡大していくなど地場産業の振興を図ります。

さらに、遠隔地の消費者に地域特産物を販売するため、情報化を進めるとともに観光・交流と連携した商業の振興に取り組みます。

また、商店街の集客を高める環境の整備や、特色ある商店街づくり、効率的な流通の確保など商業振興策の充実を図ります。

工業については、雇用拡大を図るため、地域他産業と連携した地域貢献度の高い企業誘致に努めます。

【主な施策・事業】

- 地場産業の振興
- 商店街の環境整備
- 商工会の育成・支援
- 優良企業の誘致
- 雇用労働対策の充実

(5) 観光の振興

新町における観光は、歌舞伎文化公園・大門碑林公園・地場産業会館を結ぶ広域的な新たな観光ルートの設定や観光ガイドマップを作成し、各観光施設が連携した一体的な観光事業の展開を行うなど、観光産業の振興を図ります。

また、みたまの湯及びつむぎの湯の温泉施設も共に連携し、地域資源を活用した観光の拠点を目指すとともに、異業種間の交流による産業の振興を図ります。

【主な施策・事業】

- 広域観光ルートの整備
- 観光資源のPR
- 観光拠点施設の連携
- 異業種間交流による産業の振興

(6) 消費者の支援

消費者の自立を支援するため、各種講座の開催や知識・情報の提供など、消費者の啓発に努めます。

さらに、消費者の苦情が適切かつ迅速に処理されるよう、消費生活相談の充実を図ります。

【主な施策・事業】

- | | |
|------------|---|
| ○消費者意識の啓発 | |
| ○消費生活相談の充実 | 等 |

(7) 公共交通機関の整備

J R身延線の利便性の向上による地域活性化のため、甲斐岩間駅までの運行延長をはじめ、運行本数の増加や運行時間の改善要請に努めます。

また、J R身延線の駅前を使いやすくする整備を行い、利用客の増加対策に努めます。

さらに、公共施設を気軽に利用できるように、町有バスを利用した町内を循環するコミュニティーバスなど公共交通体系の確立を図ります。

【主な施策・事業】

- | | |
|-------------------------------|---|
| ○J R身延線の利便性の向上（運行本数や運行時間の改善等） | |
| ○J R身延線駅前の総合的整備 | |
| ○町内循環バスの導入・整備 | |
| ○町有バスの有効活用 | 等 |

(8) 住民参画と協働の推進

歴史・文化・風景を生かしながら住み続けられるまち、みんなが生き生きと暮らせるまちを目指して、住民・事業者や町との協働による行政の推進とまちづくりに取り組みます。

また、広聴・広報活動を充実させるとともに、住民活動や地域自主組織の設立、活動等をともに支える自治体制を確立し、住民の意見を行政に反映させます。

【主な施策・事業】

- 住民と協働による行政の推進
- まちづくり事業の推進
- 広聴・広報活動の充実
- 地域自主組織の機能充実のための支援 等

(9) 土地利用の推進

新町の土地利用の公共性・有限性を図る観点から、地域の実情にあった土地の有効利用と無秩序な開発を防止するため、土地利用計画を策定します。

また、適正化かつ合理的な土地利用を図るため、都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画及び森林整備計画などを策定します。

さらに、土地利用の適正化を図るため地籍調査を推進します。

【主な施策・事業】

- 土地利用計画（国土利用計画(町計画)）の策定
- 都市計画マスタープランの策定
- 農業振興地域整備計画の策定
- 森林整備計画の策定
- 地籍調査事業の推進 等

(10) 景観の保全と形成

自然景観との調和や歴史的景観の保全など次代に伝える価値ある景観の創造を図るため、景観ガイドプランを策定します。

景観の保全と創造については、地域住民による自主的な景観形成活動を支援します。

また、自然景観の保全とともに、自然との調和や地域性を活かした景観の形成を図ります。

【主な施策・事業】

- 景観ガイドプランの策定
- 景観形成活動の支援 等

(11) 自然環境の保全と活用

大気、水質等の自然環境に配慮した環境保全活動や地球にやさしいまちづくりのための自然環境保全活動を推進するとともに、無秩序な開発の抑制に努めます。

また、農業においては、減化学肥料栽培や減農薬栽培など環境保全型農業を推進します。

さらに、河川や地下水の汚濁・汚染を防止するため、不法投棄、污水排水などへの自然保護対策を推進するとともに、住民の自発的な環境保全活動を支援します。

【主な施策・事業】

- | |
|--|
| ○自然保護活動の推進
○自然保護対策の推進
○環境保全型農業の推進 等 |
|--|

第6章 新町における山梨県事業の推進

1 山梨県の役割

新町のまちづくりにおいては、社会基盤の充実を図るとともに、地域の特色を活かしたまちづくりを進めることが重要になっています。

山梨県は、新町と連携しながら、これらの事業の推進に向けて積極的に取り組んでいきます。

2 新町における山梨県事業

(1) 道路網の整備

新町における道路整備は、新たなまちづくりを進めるうえで重要であり、主要地方道 市川大門・下部・身延線のバイパスや主要地方道 八代・芦川・三珠線の整備、さらに国道140号から田富町内を結ぶ主要地方道 甲府・市川大門線の整備を推進します。

このため、山梨県においては、今後も新町の基盤整備事業と連携をとりながら、道路網の整備を行うとともに、歩道の整備や安全性・快適性にも配慮した支援を行っていきます。

さらに、中部横断自動車道の整備促進を図ります。

(2) 河川等の整備

主要な河川において、河川改修の整備を促進し、水害から郷土を守り、安心して生活できる環境づくりを目指して、治水機能の強化を推進します。

また、河川改修とともに、砂防・急傾斜地崩壊対策・地すべり対策・地震防災対策などの事業を促進して、住民が安全・安心に暮らせるように、地域を守るため、基盤強化を図ります。

(3) 下水道の整備

公衆衛生の向上と快適な生活環境の確立を図るため、釜無川流域下水道事業の整備推進や地域の特性に応じた特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業などによる生活排水処理対策を推進します。

(4) 農林業の振興

新町の豊かな地域資源を活用し、農地の効率的利用、農業の生産性の向上や農村の活性化、森林の持つ公益的機能の維持に努めるため、農道の整備や中山間地域総合整備事業、農地防災事業等の農業農村整備事業及び森林整備事業などを進め、特色ある地域づくりに向けた基盤整備を推進します。

(5) 商工業の振興

活力ある地域経済の実現を図るため、特色ある商店街づくりや中小企業の新たな事業展開などへの取り組み、技術の高度化等を支援するとともに、新規産業の育成に努め、魅力有る地域産業の振興を促進します。

(6) 公共施設の整備

新町のまちづくりにおいては、豊かな自然と地域資源の保全を十分図りながら、地域振興に係る諸要望も尊重する中で、公共施設について、新町と協働しながら整備を進めます。

(7) 地域保健医療の推進

新町における保健医療体制の整備は、健康づくりから疾病の予防・治療、さらには、リハビリテーションまで一貫した包括的な体制整備を図ることが必要です。

住民がいつでもどこでも安心して良質な保健医療サービスを受けられるよう、町立病院や各医療機関の相互の連携と協力を図り、地域の特性・実情に即した効果的かつ効率的な保健・医療・福祉サービスの推進に向けて支援します。

第7章 公共的施設の統合整備

公共的施設の統合整備については、効率的な公共施設の整備と運営を進める必要があることから、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、これまでの実績に十分配慮し、地域の特殊性や地域間のバランス及び交通事情、さらには財政状況を踏まえる中で事業の効果や効率性を検討し、既存の公共施設を可能な限り活用するなど、効率的な整備に努めます。

なお、新町の本庁舎については、既存施設の有効活用の観点から、現在の市川大門町役場に置き、現在の三珠町及び六郷町役場については、機能を分散した分庁舎として活用し、住民生活に密着した行政サービスを提供するための機能を有する施設として存続させ、住民の利便性に十分配慮します。

第8章 財政計画

新町における財政計画は、平成18年度から平成27年度までの10年間について、歳入・歳出の項目ごとに普通会計ベースで算定しています。

1 歳 入

(1) 地方税

地方税については、基本的にこれまでどおりの歳入を見込んでいます。

(2) 地方譲与税

地方譲与税については、過去の実績等により見込んでいます。

(3) 交付金

利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金については、過去の実績等により見込んでいます。

(4) 地方交付税

普通交付税については、合併に伴う算定の特例（合併算定替）により算定し、合併にかかる特別交付税措置等を見込んでいます。

(5) 分担金及び負担金

分担金及び負担金については、過去の実績等により見込んでいます。

(6) 使用料・手数料

使用料・手数料については、過去の実績等により見込んでいます。

(7) 国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、過去の実績等により算定し、新町建設計画に基づく新規事業分を加えるとともに、合併にかかる財政支援（合併市町村補助金・合併支援特例交付金）を見込んでいます。

(8) 繰入金

繰入金については、収支均衡を図りながら算定しています。

(9) 地方債

地方債については、新町建設計画に基づく合併特例債及び各種事業債を加えています。

(10) その他

財産収入、寄附金、諸収入については、過去の実績等により見込んでいます。

歳 入

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地 方 税	1,666	1,666	1,666	1,666	1,666	1,666	1,666	1,666	1,666	1,666
地 方 譲 与 税	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120
利 子 割 交 付 金	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
地 方 消 費 税 交 付 金	169	169	169	169	169	169	169	169	169	169
ゴルフ場利用税交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車取得税交付金	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
地 方 特 例 交 付 金	59	59	59	59	59	59	59	59	59	59
地 方 交 付 税	3,387	3,342	3,231	3,246	3,261	3,290	3,346	3,378	3,404	3,440
交通安全対策特別交付金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
分 担 金 及 び 負 担 金	158	158	158	158	158	158	158	158	158	158
使 用 料 ・ 手 数 料	123	123	123	123	123	123	123	123	123	123
国 庫 支 出 金	681	975	568	969	808	685	729	678	577	497
県 支 出 金	819	944	816	621	504	525	518	565	578	518
財 産 収 入	1	6	11	17	17	17	17	17	17	17
寄 附 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰 入 金	70	0	0	0	0	46	78	63	0	0
繰 越 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
諸 収 入	128	128	128	128	128	128	128	128	128	128
地 方 債	2,188	2,739	1,834	1,678	1,131	1,138	1,150	1,033	1,121	1,007
歳 入 合 計	9,632	10,492	8,946	9,017	8,207	8,187	8,324	8,220	8,183	7,965

2 歳 出

(1) 人件費

人件費については、合併後の退職者の補充の抑制など平準化等に伴う一般職の減及び合併による特別職等の減を見込んでいます。

(2) 物件費

物件費については、過去の実績等により算定し、合併に伴う経費節減を見込んでいます。

(3) 維持補修費

維持補修費については、過去の実績等により算定しています。

(4) 扶助費

扶助費については、過去の実績等により算定し、高齢化の進展に伴う経費増を見込んでいます。

(5) 補助費等

補助費等については、過去の実績等により算定しています。

(6) 普通建設事業費

普通建設事業費については、今までの計画に加え、新町建設計画に基づく事業分を見込んでいます。

(7) 公債費

公債費については、平成17年度までの地方債の償還予定額に、平成18年度以降の新町建設計画に基づく事業分の新規償還見込額を加えて算定しています。

(8) 積立金

積立金については、合併特例債の積立を見込んでいます。

(9) 繰出金

繰出金については、国民健康保険事業・老人保健事業・介護保険事業・上下水道事業・簡易水道事業等へ、これまでの実績を考慮して繰出金を見込んでいます。

(10) その他

災害復旧費、投資及び出資金、貸付金については、過去の実績等を基に見込んでいます。

歳 出

(単位：百万円)

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
人 件 費	1,640	1,575	1,542	1,517	1,461	1,397	1,395	1,380	1,298	1,297
物 件 費	1,234	1,209	1,185	1,161	1,138	1,115	1,093	1,071	1,050	1,029
維 持 補 修 費	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36
扶 助 費	591	593	595	596	598	600	602	603	605	607
補 助 費 等	1,150	1,150	1,150	1,150	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169
普 通 建 設 事 業 費	2,138	3,022	1,475	2,198	1,366	1,371	1,461	1,340	1,350	1,144
災 害 復 旧 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 債 費	1,102	1,117	1,124	1,100	1,165	1,210	1,264	1,302	1,340	1,332
積 立 金	500	575	610	16	16	16	16	16	16	16
投 資 及 び 出 資 金	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
貸 付 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰 出 金	1,240	1,214	1,228	1,242	1,257	1,272	1,287	1,302	1,318	1,334
歳 出 合 計	9,632	10,492	8,946	9,017	8,207	8,187	8,324	8,220	8,183	7,965